

00002_4. 電動案件_013 軽自動車税 (種別別)
 種別別
 ① 種別名を記載いただき、第2.0版からの変更箇所について、R列に対応方針に対する判断を、対応方針に反映される場合の理由をR列にご記入ください。
 ② 種別名、1.1.の中身【種別名への変更年月】の内容に必ず対応する内容をR列にご記入ください。
 ③ 第2.0版から第2.1版への変更は必ず変更

項目	種別	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への変更理由 (第1.0版からの変更点)	第2.0版から第2.1版への変更理由	種別名 (〇〇) の種別名 R列に反映される場合の理由・備考 (具体的に考慮すべき運用が分かるよう記述してください)
1.1.1	1	車両情報管理 (軽自動車)	013001	車両情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 車両情報 > 軽自動車管理番号 車両番号 (種別番号) 発動年月日 (登録年月日や取得年月日) 種別 車両の種別 型式 型式 車名 車種区分 総排気量又は定格出力 諸機種の型式 営業用・自家用区分 用途 車両番号 初年度検査 (原出) 年月 非償還区分 軽けん引車両情報 (該当区分・車輪数) メモ	実装必須機能		・軽自動車管理番号は職員で直接修正できる必要はなく、参照のみできれば良い。 ・任意運用上の実装方法として、種別・営業用・自家用区分及び用途を組み合わせて車種とすることは問題ない。(例: 軽4輪自家用車)	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務システムでの管理が必要な項目の確認を行った。上記のうち、原則として「軽自動車税 (種別別) 申告書 (報告書) (第33号の4の2様式 (第16条関係))」及び「軽自動車税 (種別別) 申告 (報告) 書業種別申告書 (原動機付自転車・小型特殊自動車) (第33号の5様式 (第16条関係))」の記載項目については、実装必須機能としている。 軽けん引車両情報の管理については、軽年車種別判定や適用税率判定の際に考慮する情報であるため、実装必須機能としている。ただし、当該項目への登録有無は地方団体の実情を踏まえ判断するものとして整理した。		
2			013002	車両情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 車両情報 >	標準オプション機能		税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務システムでの管理が必要な項目の確認を行った。上記のうち、原則として「軽自動車税 (種別別) 申告書 (報告書) (第33号の4の2様式 (第16条関係))」及び「軽自動車税 (種別別) 申告 (報告) 書業種別申告書 (原動機付自転車・小型特殊自動車) (第33号の5様式 (第16条関係))」の記載項目以外については標準オプション機能としている。 フルアシスト自転車該当区分については、当該車種は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素も多いため、事務効率の観点で種別とは別選別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、標準オプション機能とする。 試験車区分については、試験車の車両情報を軽自動車税の車両台帳とは別途管理している事例もあることから、標準オプション機能とする。 受付拠点及び入力拠点は、大規模団体に於いて管理を行う必要がある場合があるため、標準オプション機能とした。 一括納税対象車種区分は、一部の地方団体において実施されている種数車種の納税を一括で行うための納付書を支付する運用があるが、当該運用に際して対象となる車種かどうかを判断するための区分である。運用する地方団体が設定されることから、標準オプション機能とした。			
2			013003	フルアシスト自転車該当区分	標準オプション機能		フルアシスト自転車該当区分には、 電動キックボード + 特定原付や電動スクーターを含む。	上記参照		
2			013004	試験車区分	標準オプション機能			上記参照		
2			013005	受付拠点	標準オプション機能		・受付拠点は、住民からの課税交付申請や廃車申告等の受付を行った拠点を指す。	上記参照		
2			013006	入力拠点	標準オプション機能		・入力拠点は、軽自動車税システムへ申告情報等の入力を行った拠点を指す。	上記参照		
2			013007	改造情報 (改造内容・改造作業者)	標準オプション機能			上記参照		
2			013008	一括納税対象車種区分	標準オプション機能			上記参照		
2			013009	車両の通称名	標準オプション機能			上記参照		
2			013010	車両の形状	標準オプション機能			上記参照		
1.1.2	1	課税情報管理	013011	課税情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 課税情報 > 課税番号 交付年月日 課税回収区分 課税送納年月日 特定原付用課税区分	実装必須機能		各団体の条例に基づき、「軽自動車税 (種別別) 申告 (報告) 書業種別申告書 (原動機付自転車・小型特殊自動車) (第33号の5様式 (第16条関係))」に記載のある種別においては、市町村での課税発行を行っていることから発行した課税の管理を行うに必要な機能の定義を行った。 なお、課税番号の採番ルールは地方団体の規定に則り、アルファベットの使用も可能である。			
2			013012	課税情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 課税情報 >	標準オプション機能		ご当地ナンバーについては、導入地域が限定されることから標準オプション機能とする。 課税交付証明書回収区分については、遺失受付時には課税の回収が必要であるが、その際の課税交付証明書の回収有無は各団体における有効性や事務負担等を勘案し判断するものとして、標準オプション機能とする。 非償還情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において非償還回収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、標準オプション機能とする。			
2			013013	ご当地ナンバー該当区分	標準オプション機能			上記参照		
2			013014	課税交付証明書回収区分	標準オプション機能			上記参照		
2			013015	電動キックボード専用課税区分	標準オプション機能			上記参照		
2			013016	非償還情報 非償還支払年月日 非償還支払有無	標準オプション機能			上記参照		
1.1.3			013017	試験課税管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 試験課税情報 > 申請情報 (申請者情報 (氏名 (名称)、所在地、電話番号)、申請年月日、申請書、メモ) 交付年月日 車両番号 (種別番号) 課税回収区分 課税送納年月日	標準オプション機能		試験課税管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試験車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がとられてはいる旨の意見があったことから、標準オプション機能とする。			
1.1.4			013018	各種名義人 (所有者/使用者) 情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 名義人情報 > 氏名基本情報	実装必須機能		・「氏名基本情報」は、業務共通要件に記載のものを指す。 特に軽自動車税管理では以下の項目を意図しているが、業務共通要件に記載のある項目が管理できれば問題ない。(以降同様) 氏名 氏名 (名称) (カナ・漢字) 住所 (所在地) (郵便番号・方書含む、) 生年月日	「軽自動車税 (種別別) 申告書 (報告書) (第33号の4の2様式 (第16条関係))」及び「軽自動車税 (種別別) 申告 (報告) 書業種別申告書 (原動機付自転車・小型特殊自動車) (第33号の5様式 (第16条関係))」における各種名義人の項目について、必要な管理機能の定義を行った。		
1.1.5	1		013019	使用者について、所有者と同一人の場合は所有者の情報を複写して設定できること。	実装必須機能		・使用者について、所有者と同一人の情報は初期値設定とする対応も可とする。 多くの場合は所有者と使用者が同一人となるため、税務システム等標準化検討会において当該機能は有用であるという結論となった。 基本的に上記の事情は地方団体の差が小さいと想定されることから実装必須機能とする。 なお、指定方法などの操作性に係る部分はシステムを構築する事業者の判断工夫の範囲として想定している。			
2			013020	所有者について、使用者と同一人の場合は使用者の情報を複写して設定できること。	実装必須機能		・リース車両について、契約満了後に使用者が車両を取得して所有者となる等、使用者情報を所有者に複写するケースがあるため、使用者を所有者へ複写する機能については実装必須機能として定義を行った。			
1.1.6	1	納税義務者情報管理	013021	納税義務者情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 納税義務者情報 > 氏名基本情報 口座振替対象区分 振替口座情報	実装必須機能		「軽自動車税 (種別別) 申告書 (報告書) (第33号の4の2様式 (第16条関係))」及び「軽自動車税 (種別別) 申告 (報告) 書業種別申告書 (原動機付自転車・小型特殊自動車) (第33号の5様式 (第16条関係))」における納税義務者の項目について、必要な管理機能の定義を行った。			
2			013022	納税義務者情報の管理 (設定・保持・修正) ができること。 < 納税義務者情報 > 一括納税対象区分 一括納税対象車種	標準オプション機能		一括納税に関する要件については、一部の地方団体に必要となる機能であるため、標準オプション機能としている。			
1.1.7			013023	納税義務者について、所有者又は使用者と同一人の場合は当該情報を複写して設定できること。	実装必須機能		・納税義務者について、多くの場合は所有者又は使用者と同一人となるため、税務システム等標準化検討会において当該機能は有用であるという結論となった。 基本的に上記の事情は地方団体の差が少ないと想定されることから実装必須機能とする。 なお、指定方法などの操作性に係る部分はシステムを構築する事業者の判断工夫の範囲として想定している。			

項目	区分	機能名	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への変更理由 (第1.0版からの変更点)	第2.0版から第2.1版への変更理由	開発員(〇〇部) 公開情報
1.1.6.	1	定置場情報管理	0130024	定置場について、納税義務者又は各種名義人(所有者/使用者)の住所(所在地)を設定できること。 また、直接入力による登録もできること。	実装必須機能	・定置場を納税義務者又は各種名義人の住所での初期登録設定と対応可とする。	・納税義務者(種別別)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))及び「軽自動車(種別別)申告(報告)書(第33号の5様式(第16条関係))」における定置場の項目について、必要な管理機能の定義を行った。	・以下の要件について、複数事業者から現状装着していない旨の報告があったため、標準オプション機能に変更。(仕様へ移動) 定置場について、納税義務者又は各種名義人(所有者/使用者)の住所(所在地)をもとに「当該地方区域内」と設定できること。		
				2	定置場について、納税義務者又は各種名義人(所有者/使用者)の住所(所在地)をもとに「当該地方区域内」と設定できること。	標準オプション機能	・当該地方区域内の表記については、「〇市町村内」のような登録も可とする。	・定置場は地方団体が納税を行う施設となるが、地方団体の運用によっては当該地方団体内の住所地を確認済みであるのみ管理するケースがあったため、標準オプション機能とした。	・左記機能要件を追加。(上記内容も参照)	
	1.1.9.	課税区分管理	0130026	課税区分及び事由の管理(設定・保持・修正)ができ、税額計算、課税処理等に反映できること。 なお、課税区分について課税処理が行われるまでの間は未設定であることが参照できること。 ＜課税区分＞ 課税 課税取消 課税免除 不納課税 課税免除 課税情報の調査中	実装必須機能	・課税区分の事前上設定される課税区分の管理要件について定義を行った。 なお、全国普及計画の中で課税区分についても当該区分の事由によって管理を行う必要があるという意見があったため、事由についても要件化を行う。 課税情報の調査中にはいわゆる課税処理保留を含む。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客に係る情報が不明である場合に課税処理を保留することを想定している。 各課税区分について、税額計算に係る機能が実行された際に納税システムへ連携済みかどうかを把握できる必要があるという意見が税務システム等標準化検討会で挙がったため、未設定状態の参照についても実装必須機能へ定義した。	・以下の要件について、複数事業者から現状装着していない旨の報告があったため、標準オプション機能に変更。(仕様へ移動) 定置場について、納税義務者又は各種名義人(所有者/使用者)の住所(所在地)をもとに「当該地方区域内」と設定できること。			
				1.1.10.	0130027	特定の団体を非課税対象として管理(設定・保持・修正)できること。 また、非課税対象とした団体の所有する車両について、非課税以外の課税区分を設定した場合はアラートとして通知できること。	実装必須機能	・地方税法第445条(罰則)に対する軽自動車(非課税)に基づく事務を行う際に、当該法令が、非課税独立行政法人等の特定の団体を非課税対象として挙げていることから、税務システム等標準化検討会において当該機能が業務効率向上有用であるという議論があった。 また、本機能は課税事務の正確さを担保するうえでも有意義と考えられることから税務システム等標準化検討会における議論を踏まえて実装必須機能とした。	・非課税団体を義務者として登録した車両情報について、課税区分は「非課税」となるため、機能要件を以下のとおり修正。 「課税区分を非課税と設定した場合はアラート」→「非課税以外の課税区分を設定した場合はアラート」 ・当該要件は課税事務の正確性を担保する意味で必須としている旨を明確にするため、要件の考え方を理由に以下を追加。 また、本機能は課税事務の正確さを担保するうえでも有意義と考えられることから税務システム等標準化検討会における議論を踏まえて実装必須機能とした。	
	1.1.11.	0130028	課税区分を「課税情報の調査中」としているものについて、調査に係る情報を管理(設定・保持・修正)できること。 ＜調査に係る情報＞ 開始年月日 開始事由 終了年月日 終了事由 調査結果	実装必須機能	・納税義務者の所在地調査、課税客に係る情報の確認等課税事務に必要な調査を行っている課税情報の管理を行う。終了事由については、「調査による」、「本人申告による」などの管理を想定している。					
	1.1.12.	0130029	年度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両について、経年車検対象区分として一括及び個別で自動判定できること。ただし、地方税法に基づき経年車検対象とならない車両は除外すること。 また、個別に経年車検対象区分を管理(設定・保持・修正)できること。	実装必須機能	・平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、年が判明している場合は12月として取扱う。上記に該当しない軽自動車については、各地方団体の規定により、適宜登録を行う。	・現状の製品で実装されている機能として、税額変更時の個別処理のケースへ対応したものを考えられることから、以下を機能要件へ追加。 経年車検対象区分として個別で自動判定できること。 ・地方税法に基づき課税判定が適切に行われれば問題ないため、以下を機能要件へ追加。 ただし、地方税法に基づき経年車検対象とならない車両は除外すること。 ・1.1.13. 仕様1は左記機能要件に含まれるため削除。				
	1.1.14.	0130030	地方税法に前ったグリーン化特別(軽課)対象区分の管理(設定・保持・修正)ができること。	実装必須機能	・平成28年度より適用開始となったグリーン化特別(軽課)対象区分の管理機能を記載している。 当該区分の自動判定については、検査情報が必要となることから当該箇所ではなく1.3.の機能項目で検査情報取込と合わせて定義を行っている。					
	1.1.15.	0130031	廃車済みの車両を管理(設定・保持・修正)できること。 ＜廃車済み車両情報＞ 車両情報 廃車年月日(廃車年月日) 廃車事由	実装必須機能	・廃車済みの車両についても業務上管理を行う必要があることから実装必須機能としている。	・メモは車両情報に含まれるため削除。				
	1.1.17.	0130032	送付先管理	0130032	軽自動車税各種通知書等送付先管理(設定・保持・修正)できること。	実装必須機能	・送付先は、特設の申告がない限りは納税義務者の住所となる。	・軽自動車税の課税率において、各種通知書を送付する際に送付先情報が必要となることから実装必須機能として定義をしている。		
	1.1.18.	0130033	対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を適用する期間(開始年月日・終了年月日)を管理(設定・保持・修正)できること。	標準オプション機能	・納税義務者が特定の期間転出するなど送付先が変更される期間が判明している場合の送付先管理方法として有用な面があるが、税務システム等標準化検討会の構成員によって当該機能の必要性が異なることから標準オプション機能とする。					
	1.2. 異動情報管理									
1.2.1.	1	申告情報管理	0130034	申告に係る情報を管理(設定・保持・修正)ができること。 ＜申告情報＞ 申告区分(新規取得・移転・転入等) 申告年月日	実装必須機能		・軽自動車税の異動処理を行うにあたって、申告に関する項目の記載を行った。			
				2	0130035	申告に係る情報を管理(設定・保持・修正)ができること。 ＜申告情報＞ 申告者情報(申告者区分(本人、代理人等)、氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号)	標準オプション機能	・申告者は、申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため標準オプション機能とした。		
	1.2.2.	0130036	新規登録	0130036	各種異動情報(地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等)に基づき、新規登録ができること。	実装必須機能	・申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。 また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装必須機能として定義を行う。			
	1.2.3.	0130037	名義人、納税義務者等の情報を維持したまま連続して新規登録ができること。	実装必須機能	・本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて課税の管理状況にかなりの差異があること等を考慮し、自分の間、【標準オプション機能】へと継続して伝達する。ただし、当該取扱いには、あくまで標準システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準システムでの開始、導入状況や地方団体の実態等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	同上				
	1.2.4.	0130038	異動年月日を過去の日付に遡り新規登録ができること。	実装必須機能	同上	同上				
	1.2.5.	0130039	燃料の種類ごとに用いる課税区分を設定できること。 当該設定に基づき、燃料の種類に応じた課税区分を判定できること。	実装必須機能	・課税区分はガソリン車であれば02や、電気自動車であれば03といった自動車の種類を指す。 ・判定の方法について、入力した燃料の種類に応じて課税区分の初期値が設定される方法と標準システムの入力に対するエラー(アラート)メッセージによる対応のどちらでも問題ない。 ・以下の例で表示方法については画面構成を踏まえた実装となっていれば良い。 例1) 燃料の種類を「ガソリン」として、課税区分を「Kk」とするとエラー(アラート)となる。 例2) 課税区分を「Kk」として、燃料の種類を「ガソリン」とするとエラー(アラート)となる。	ガソリン車の場合は02以外の高力のパターンで申告される可能性があるが、税務システム等標準化検討会において燃料の種類を統一して管理できる方が良いとする議論となったため実装必須機能として定義を行う。 また、上記の事項もあり事前に申告された単位で管理を行うケースも考えられることから、課税区分の判定として要件を定めた。 例1) 燃料の種類を「ガソリン」として、課税区分を「Kk」とするとエラー(アラート)となる。 例2) 課税区分を「Kk」として、燃料の種類を「ガソリン」とするとエラー(アラート)となる。	・燃料の種類に応じた課税区分の判定内容について、入力した燃料の種類に応じて課税区分の初期値が設定される方法以外に標準システムの入力に対するアラートによる対応でも問題ない旨を明確にするため、備考へ以下を追加。 ・判定の方法について、入力した燃料の種類に応じて課税区分の初期値が設定される方法と規定値以外への入力に対するエラー(アラート)メッセージによる対応のどちらでも問題ない。 以下の例で表示方法については画面構成を踏まえた実装となっていれば良い。 例1) 燃料の種類を「ガソリン」として、課税区分を「Kk」とするとエラー(アラート)となる。 例2) 課税区分を「Kk」として、燃料の種類を「ガソリン」とするとエラー(アラート)となる。			
	1.2.6.	0130040	新規登録を行う際に、特定の項目から関連する情報を判定し入力省略ができること。 ＜実装例＞ ・型式認定番号から、型式や車名を判定する。 ・型式から、車名、排気量、燃料の種類や型式認定番号を判定する。 ・車台番号から、型式や車名を判定する。等	標準オプション機能	・地方団体における事務負担軽減に資することから機能要件としての記載を行った。 実装にあたっては、入力インタフェースの設計など考慮する必要があることから詳細は一併として示す形としており、システム事業者の創意工夫に委ねる論として標準オプション機能としている。					
	1.2.7.	0130041	変更登録	0130041	各種異動情報(地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等)に基づき変更登録ができること。	実装必須機能	・申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。 また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装必須機能として定義を行う。			
	1.2.8.	0130042	異動年月日を過去の日付に遡り変更登録ができること。	実装必須機能	同上	同上				
	1.2.9.	0130043	名義人の変更時に、旧車両情報を更新することで、廃車登録と新規登録ができること。	実装必須機能	・廃車登録を行った車両と同一車両を新規登録する際に、入力作業を省略することを想定しているため、当該要件は実装必須機能とした。 例えば、名義人変更の際にナンバープレートを引き継ぐケースと変更を行うケースがあるが、いずれの場合においても当該機能は必要となる。	・ナンバープレートの引継ぎ有無に関わらず廃車・新規登録時の重複した入力を受け拒否する旨を明確にするため、要件の考え方・理由を以下のとおり修正。 備考1) 名義人変更の際にナンバープレートを引き継ぐケースと変更を行うケースがあるため、どちらにも対応できる要件を実装必須機能としている。 修正後 ・廃車登録を行った車両と同一車両を新規登録する際に、入力作業を省略することを想定しているため、当該要件は実装必須機能とした。 例えば、名義人変更の際にナンバープレートを引き継ぐケースと変更を行うケースがあるが、いずれの場合においても当該機能は必要となる。				
	1.2.10.	0130044	複数の車両について、一括で名義人を変更できること。	標準オプション機能	・当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、標準オプション機能とする。					
1.2.11.	0130045	同一車種(原付・小型特殊のみ)での車体変更時に、同一ナンバープレートの引き継ぎができること。 名義人変更と同時に行う場合でも対応できること。	標準オプション機能	・車体変更とは、原付の買い替え等の際に名義人情報・検査番号を維持したまま車両情報のみ変更する手段を想定している。	運用地方団体が設定される状況のため、標準オプション機能の整理とする。					
1.2.12.	0130046	複数車両の定置場等を一括で変更できること。	標準オプション機能	・当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、標準オプション機能とする。						
1.2.13.	0130047	各種異動情報(地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等)に基づき、廃車登録ができること。	実装必須機能	・申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装必須機能とした。 また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装必須機能として定義を行う。						

項目	区分	機能名	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への変更理由 (第1.0版からの変更点)	第2.0版から第2.1版への変更理由	開発員(〇〇部) ご調整欄
1.2.14			0130048	異動年月日を過去の日付に遡り変更登録ができること。	実装必須機能		同上			
1.2.15			0130049	複数の車両を一括で廃車できること。	標準オプション機能		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、標準オプション機能とする。			
1.2.16			0130050	同日付の新規登録・変更登録・廃車登録が可能であること。	実装必須機能		税務システム等標準化検討会において、事例は少ないが制度上同日での新規登録・変更登録・廃車登録の手続きが存在する可能性があるため、エラー・アラートチェックの範囲の基準として同日が対象とならないようにする意図で当該要件を実装必須機能とした。	・要件の意図を明確にするため、要件の考え方・理由に以下を追加。 税務システム等標準化検討会において、事例は少ないが制度上同日での新規登録・変更登録・廃車登録の手続きが存在する可能性があるため、エラー・アラートチェックの範囲の基準として同日が対象とならないようにする意図で当該要件を実装必須機能とした。		
1.2.17			0130051	廃車処理を行った車両情報の優先ができること。	実装必須機能		当該操作や申請取りなどのケースを想定して実装必須機能とした。			
1.2.18	申告書パンチデータ取込		0130052	申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新ができること。	標準オプション機能		本機能要件は申告書の入力事務を外部委託している団体が必要となることを想定している。 団体によって委託の実態有無は異なるため、標準オプション機能とする。			
1.2.19			0130053	申告書パンチデータ取込結果についてリストを出力できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.9.車検異動登録一覧 No.18.パンチデータ取込済みリスト No.19.パンチデータ取込エラーリスト	同上			
1.2.20	軽自動車OSS連携		0130054	軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新(新規登録)が一括及び個別でできること。	実装必須機能	令和5年1月までに本機能が実装されることを想定している。	令和5年1月より開始が予定されている軽自動車関係手続きの電子化のうち種別別申告の電子化に対応した機能を要望している。	・台帳情報の更新は取込結果をもとに一括更新及び個別で更新するものがある旨を示すため、機能要件に以下の記述を追加。 台帳情報の更新(新規登録)が一括及び個別でできること。 ・備考欄の記載について、分かりやすく修正。		
2			0130055	軽自動車OSSと連携し、車検証データを一括取込できること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。	標準オプション機能		同上			
1.2.21			0130056	電子申告データの取込結果についてリストを出力できること。	実装必須機能	令和5年1月までに本機能が実装されることを想定している。 ・以下の機能要件に関連する。 No.9.車検異動登録一覧 No.14.電子申告データ取込済みリスト No.15.電子申告データ取込エラーリスト	同上			
2			0130057	車検証データの取込結果についてリストを出力できること。	標準オプション機能	令和5年1月までに本機能が実装されることを想定している。 ・以下の機能要件に関連する。 No.16.車検証データ取込済みリスト No.17.車検証データ取込エラーリスト	同上			
1.2.22	重複登録へのエラーアラート		0130058	○重複登録に関するチェック 新規登録及び変更登録の際に、台帳情報と重複チェックができること。	実装必須機能		本システムの番号が重複登録してしまうことによる課税負担などの課税事務上の問題を避けるため、エラー及びアラートチェックの機能を定義した。	・同一の種別番号を発行しない運用(本種別での重複チェックのみで問題ない場合)が大半のため、以下を標準オプション機能に変更(仕様2へ移動) 車両番号(種別番号)は、重複チェックの範囲を種別ごととするか選択できること。		
2			0130059	○重複登録に関するチェック 種別番号は、重複チェックの範囲を種別ごととするか選択できること。	標準オプション機能		一部の地方団体においては種別が異なる場合は同一の種別番号の種別を交付する運用を行っているため、標準オプション機能とした。	・左記機能要件を追加。(上記内容も参照)		
1.2.23	未入力項目へのエラーアラート		0130060	○未入力項目に関するチェック 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。 また、種別ごとにチェック対象とするか選択できること。	実装必須機能		車両管理や課税に必要な項目が適切に入力されていることを担保するため、実装必須機能(実装必須管理項目)のうち、税務システム等標準化検討会において必要と確認された対象項目について、未入力に対するエラー及びアラートチェックの機能を定義した。	・種別ごとの選択について、各種別において制度上必要な項目に対して未入力項目に関するチェックができれば良い旨を示すため、備考に以下を追加。 各種別において、課税計算に必要な項目に対して未入力項目に関するチェックができれば良い。		
1.2.24			0130061	○未入力項目に関するチェック 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 また、種別ごとにチェック対象とするか選択できること。	実装必須機能		同上			
1.2.25	認定番号の入力へのエラーアラート		0130062	○種別ごとの入力可能値との整合性チェック 種別ごとに対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時のチェックができること。	実装必須機能		車両管理や課税に必要な項目が適切に入力されていることを担保するため、種別ごとに想定される値の範囲を逸脱するような入力に対するエラー及びアラートチェックの機能を定義した。			
1.2.26			0130063	○異動年月日の入力可能値との整合性チェック 新規登録、変更登録及び廃車登録の際に、異動年月日のチェックができること。	実装必須機能		同上			
1.2.27	登録事項変更の不整合へのエラーアラート		0130064	○登録日付間の整合性チェック 異動時の取得年月日と廃車年月日について、整合性のチェックができること。	実装必須機能		車両管理や課税事務上、適切なデータ管理を行うためシステム内の項目について論理的に整合が取れているかどうかのエラー及びアラートチェックの機能を定義した。			
1.2.28			0130065	○経年車重課・グリーン化特例(経課)対象区分の整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、初年度経年(又は年)をもとに、対象車両の経年車重課対象区分又はグリーン化特例(経課)対象区分との整合性チェックができること。	実装必須機能		同上			
1.2.29			0130066	○所有形態の整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、所有形態に応じた各種項目との整合性チェックができること。	実装必須機能		同上			
1.2.30			0130067	○その他整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、各種設定内容について整合性チェックができること。	標準オプション機能		車両管理や課税事務上、適切なデータ管理を行うためシステム内の項目について、論理的に整合が取れているかどうかのエラー及びアラートチェックの機能を定義した。 当該機能要件は事業者の創設工次の範囲とも重複するため、標準オプション機能とした。			
1.2.31	職権管理		0130068	台帳上の全項目について職権による管理(強制修正)ができること。	実装必須機能		申告がないケースにおいても、職員が任意のタイミングで車両台帳情報の更新を行う機能が実用上必要となることから、実装必須機能として定義を行った。 なお、税額に係る項目に対して修正を行った場合は税額変更処理の対象となる。	・システム事業者より税額に係る項目の扱いについて疑義があったため、補正として要件の考え方・理由に以下を追加。 なお、税額に係る項目に対して修正を行った場合は税額変更処理の対象となる。		
1.2.32	eLTA連携データ取込		0130069	期間を指定して以下のデータを出力できること。 ・対象車両 ・原付・小型特殊に係る異動データ ・軽二輪・小型二輪に係る異動データ	実装必須機能	令和8年度に利用開始されることを想定している。	従来の、二輪車の軽自動車税について、所有者が他の市町村に引越した場合には、新旧の両市町村に対して、申告が必要であった。 令和8年度以降は、新旧市町村への申告に基づき、新旧市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築することで、納税義務者の申告負担の軽減と同時に地方自治体の情報伝達のオンライン化・効率化を図る。 情報伝達の仕組みとしてはeLTAを活用する方針であるため、上記の意図も踏まえ、eLTA連携システムへ連携する異動データの出力を実装必須機能とした。	・令和8年度以降の二輪車に係る税申告のオンライン化に向けて必要であるため、左記機能要件を追加。		
1.2.33	eLTA連携データ取込		0130070	eLTAと連携し、異動データを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新(廃車登録)ができること。	実装必須機能	令和8年度に利用開始されることを想定している。	他の地方団体にて登録された異動データを取り込む機能として想定しているが、地方団体間の異動データのやり取りを円滑に進めるため当該要件についても実装必須機能としている。	・令和8年度以降の二輪車に係る税申告のオンライン化に向けて必要であるため、左記機能要件を追加。		
1.3. J-LIS (軽自動車検査協会市町村連携システム)連携										
1.3.1	検査情報取込処理		0130071	J-LISからの検査情報を取り込むこと。 ※軽自動車検査協会市町村連携システムからダウンロードするCSVファイルをそのまま軽自動車税システムに取り込むこと	実装必須機能		申告書の内容の適否を確認するうえで、J-LISを通じて提供される軽自動車検査情報(新規新規登録、移転登録、抹消登録等)を軽自動車税システムに取り込む機能は、事務の効率性の観点で有用と考えられるため、実装必須機能とする。			
2			0130072	全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込むこと。	標準オプション機能		一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新規新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。			
1.3.2			0130073	J-LISから提供された情報及び車両情報をもとに経年車重課・グリーン化特例(経課)対象区分の自動判定ができること。	実装必須機能		申告書の内容の適否を確認するうえで、J-LISを通じて提供される軽自動車検査情報(新規新規登録、移転登録、抹消登録等)を軽自動車税システムに取り込む機能は、事務の効率性の観点で有用と考えられるため、実装必須機能とする。	・機能要件において、以下の記述は1.3.1の内容に含まれるため削除 J-LISからの検査情報を取り込む際に、経年車重課・グリーン化特例(経課)対象車両情報(税額計算及び経年車重課・グリーン化特例(経課)対象区分の判定に必要な項目も含む。)を取り込むこと。 ・検査情報の取込先を明確にするため、以下の表現を変更。 取り込んだ情報 修正前 修正後 J-LISから提供された情報		
2			0130074	全国軽自動車協会連合会から提供された情報及び車両情報をもとに経年車重課・グリーン化特例(経課)対象区分の自動判定ができること。	標準オプション機能		一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新規新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。	・機能要件において、以下の記述は1.3.1の内容に含まれるため削除 J-LISからの検査情報を取り込む際に、経年車重課・グリーン化特例(経課)対象車両情報(税額計算及び経年車重課・グリーン化特例(経課)対象区分の判定に必要な項目も含む。)を取り込むこと。 ・検査情報の取込先を明確にするため、以下の表現を変更。 取り込んだ情報 修正前 修正後 全国軽自動車協会連合会から提供された情報		
1.3.3			0130075	J-LIS又は全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込む際に、同日内での新規登録・廃車登録がされている車両の除外有無を選択できること。	標準オプション機能		全国管理用会を踏まえ、一部の地方団体で同日内の登録・廃車の車両をシステムへ登録しない運用を行っていることから、当該機能を標準オプション機能として定義した。			
1.3.4			0130076	取込済み又は取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.20.検査情報取込エラーリスト No.21.検査情報取込済みリスト	取込結果の確認や職員判断で、当該情報の必要な修正を行うために必要な機能となる。			
1.3.5			0130077	取り込んだ検査情報を個別に削除できること。	実装必須機能		当該要件は、検査情報を軽自動車税システムへ取り込んだ際に、内容を確認した時点でデータに不備のある車両を後続の対象車両特定処理から除外する運用を要望したものである。 職員判断で取り込んだ検査情報の削除を行うために必要な機能となる。	・小規模自治体へ展開している観点での開発規模が大きくなる見込みであったため、以下を標準オプション機能に変更。(仕様2へ移動) 取り込んだ検査情報を一括で削除できること。 ・取り込んだ内容を確認した時点でデータに不備のある車両を後続の対象車両特定処理から除外することを要望したものであるため、要件の考え方・理由に以下を追加。 当該要件は、検査情報を軽自動車税システムへ取込んだ際に、内容を確認した時点でデータに不備のある車両を後続の対象車両特定処理から除外する運用を要望したものである。		

項目	種別	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	注2.0版への従事理由 (注1.0版からの変更点)	注2.0版から注2.1版への変更理由	開発員(〇〇部) ご調整欄
			0130078	取り込んだ検査情報一括で削除できること。	実装必須機能 (※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があることを踏まえ、各分団の【標準オプション機能】へと組み立て位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準機能システムへの移行前における追加的なものとしており、今後、標準機能システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	軽自動車税システムへ取り込んだ検査情報のうち、任意の車両を選択して一括で削除する運用を想定しているが、前提として多数の車両に対する処理と考えられることから一括で削除できる機能を実装必須機能としている。			
1.3.6		対象車両特定処理	0130079	取り込んだ軽自動車検査情報について、車両台帳上の情報と以下の項目で突合し、対象車両の特定ができること。 突合対象項目は選択できること。 <対象項目> 車台番号 車両番号(登録番号)	実装必須機能		当該要件は、軽自動車検査情報市区町村提供システムから取り込んだ車両と軽自動車税システムで管理している車両の紐づけを行う機能を想定している。 なお、地方団体によって車両台帳と特定できるキーが異なることから突合項目の選択についても実装必須機能とした。			
1.3.7			0130080	対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両を抽出しリスト出力できること。 また、アンマッチ分の車両について取込済みの検査情報を任意に修正・削除ができること。	実装必須機能		アンマッチ分の車両の確認や対象データを職員判断で修正・削除するために必要な機能となる。		アンマッチ分の車両の修正は取り込んだ検査情報に対して行うものであること。機能要件に以下を追加 アンマッチ分の車両について取込済みの検査情報を任意に修正・削除ができること。	
1.3.8			0130081	特定を行った対象車両について、任意に変更(特定(付付解除)/特定解除)ができること。	実装必須機能		対象車両の特定について、職員判断でも実施できる必要があることから、当該要件は実装必須機能としている。			
1.3.9		対象名称特定処理	0130082	取り込んだ検査情報の所有者について、車両台帳上の情報と以下の項目で突合し、宛名候補の特定ができること。 突合対象項目は選択できること。 <対象項目> 氏名 住所	標準オプション機能	・検査情報における住所の記載方法について、「17目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンが記載がある。	当該要件は、軽自動車検査情報市区町村提供システムから取り込んだ車両の所有者と軽自動車税システム又は宛名管理システム等で管理している宛名の紐づけを行う機能を想定している。 同一で格納番号と重複した住所を申請してしまうリスクを軽減できることから有用ではあるが、実装精度に課題があり、地方団体の事情によって当該機能を用いた事務への対応可否が異なることから標準オプション機能とした。			
1.3.10		差分抽出	0130083	対象車両を特定済みの検査情報と車両台帳情報について、対象項目を選択し不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。	実装必須機能	・検査情報における住所の記載方法について、「17目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンが記載がある。 ・以下の検査要件に関連する。 No.22_検査情報不一致項目リスト	当該要件は、紐づけ済みの検査情報の車両と軽自動車税システムの車両で登録事項に差分がないかのチェックを行う機能を想定している。 申告内容の適合を確認するうえで必要な機能となるため実装必須機能としている。			
1.3.11		台帳情報更新処理	0130084	年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両台帳情報を更新(新規登録・変更登録・廃車登録)できること。	実装必須機能	車両台帳情報を更新する際に検査情報で不足する内容については適宜登録を行う。	申告書の届出にタイムラグがあることから、一般的に当初課税処理の実施タイミングは課税期日以降の日付としている地方団体が多いと考えられる。 そのため、当該機能の利用タイミングについても課税期日以降となることを念頭にしている。 検査情報と軽自動車税システムの登録情報に差異がある場合の対応は、不一致の内容等によって異なるものと想定されるが、台帳更新まで行うケースもあり得ることを踏まえ実装必須機能としている。 ただし、当該機能の使用は導入地方団体において申告書との内容の整合について担保していることを前提としている。	・申告書の届出にタイムラグがあることを踏まえた運用を取る地方団体があるため、要件の考え方・理由に以下を追加。 申告書の届出にタイムラグがあることから、一般的に当初課税処理の実施タイミングは課税期日以降の日付としている地方団体が多いと考えられる。 そのため、当該機能の利用タイミングについても課税期日以降となることを念頭にしている。 ・上記の追加に合わせて、要件の考え方・理由で以下を変更。 修正前 上記の理由から当該機能の運用については導入地方団体が判断することを念頭に定義を行った。 修正後 ただし、当該機能の使用は導入地方団体において申告書との内容の整合について担保していることを前提としている。		
1.3.12			0130085	随時の異動分については、取込結果をもとに車両台帳情報を更新(新規登録・変更登録・廃車登録)できること。	実装必須機能	車両台帳情報を更新する際に検査情報で不足する内容については適宜登録を行う。	検査情報と軽自動車税システムの登録情報に差異がある場合の対応は、不一致の内容等によって異なるものと想定されるが、台帳更新まで行うケースもあり得ることを踏まえ実装必須機能としている。 ただし、当該機能の使用は導入地方団体において申告書との内容の整合について担保していることを前提としている。			
1.3.13			0130086	更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報をリストで出力できること。	実装必須機能	・以下の検査要件に関連する。 No.24_検査情報更新結果確認リスト	同上			
1.4. 異動履歴等管理										
1.4.1		異動履歴管理	0130087	異動履歴(異動内容・異動年月日・処理年月日・操作者)を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで該操作等により更新された情報を更新前に戻せること。	実装必須機能	台帳情報の異動履歴を行う際に当該履歴を管理していることで、仮に課税事務上の問題が生じた場合に迅速な原因調査が可能となることから実装必須機能とした。 また、システム入力時の誤記などの数値的な修正は、当該履歴を削除して修正前の状態に戻すことで訂正可能になるよう定義を行った。	課税額に影響のある異動履歴を削除した場合は、税額変更処理の対象となる。納付済みの課税において減額となる税額変更処理を行う場合であっても、収納側へ連携される課税情報の変更内容をもとに収納側の事務として連携や充当の対応を行う整理となる。			
1.4.2			0130088	異動に関する附帯情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <異動に関する附帯情報> 異動事由 メモ	実装必須機能		同上			
1.4.3		取込履歴管理	0130089	取込み処理の履歴を管理できること。	実装必須機能		ハンチデータやJIS連携で取込処理を実行したログを管理する意図で実装必須機能としている。			
2. 課税処理										
2.1. 課税情報処理										
2.1.1		一括処理	0130090	課税期日現在の登録車両(課税対象車両のみ、非課税、課税情報の調査中、課税免除等は除く)の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。	実装必須機能		軽自動車税の課税を効率的に行う上で、課税期日現在の登録車両に対し税額計算や納期限の設定等の当初課税処理を一括で行う機能は必要である。			
2.1.2			0130091	当初課税の対象者について、納税義務者ごとに税額をリストを出力できること。	実装必須機能	・以下の検査要件に関連する。 No.26_当初課税対象者税額リスト	同上			
2.1.3		税額計算	0130092	地方税法及び条例に基づく税額計算ができること。	実装必須機能		同上			
2.1.4		一括納期限設定	0130093	条例で定められている納期限を一括で設定できること。	実装必須機能		同上			
3. 税額変更										
3.1. 税額変更申請処理										
3.1.1	1	税額変更申請情報管理	0130094	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、縦横抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理(設定・保持・修正)できること。 また、履歴管理できること。 <税額変更申請情報> 申告年月日 申告区分 申告事由 メモ	実装必須機能		課税取消等の税額変更に係る申告受付を行う上で管理が必要な項目を実装必須機能とした。			
	2		0130095	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、縦横抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理(設定・保持・修正)できること。 また、履歴管理できること。 <税額変更申請情報> 申告者情報(氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号)	標準オプション機能		申告書とは、種別別課税取消等を受けようとする者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため標準オプション機能とした。			
3.1.2	1	審査結果情報管理	0130096	各種申告内容の審査結果を管理(設定・保持・修正)できること。 <審査結果情報> 許可事由(税額変更の事由) 税額変更決定年月日	実装必須機能		税額変更の申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を標準オプション機能とする。			
	2		0130097	各種申告内容の審査結果を管理(設定・保持・修正)できること。 <審査結果情報> 審査結果 不許可事由	標準オプション機能		各団体における審査事務によって実装に差異がある審査結果、不許可事由の項目は標準オプション機能とする。			
	3		0130098	身体障害者に関する課税免除の申請について、障害者情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <障害者情報> 氏名(名称) 障害程度 障害名 障害等級	標準オプション機能		地方団体によっては、身体障害者に係る課税免除を実施する場合があることから関連する障害者情報の管理については標準オプション機能とする。		身体障害者に係る課税免除を実施する事務を行う地方団体の事例を踏まえて登記要件を追加。	
3.2. 減免処理										
3.2.1		減免マスタ管理	0130099	減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理(設定・保持・修正)できること。 <減免マスタ情報> 減免対象区分の名称 減免区分 減免額 単年度/継続区分	実装必須機能	・減免対象区分の名称については以下のようなものを想定している。 <減免対象区分の名称の例> 公益使用 障害者(本人が運転/生計を一にするものが運転/常時介護者が運転) 構造が専ら身体障害者等の利用に供する建築物等 福祉車両 災害その他	地方税法第463条の3(種別別減免)により、地方団体の条例の定めに応じた必要な減免区分をマスタ管理する機能が必要となる。 当該機能要件によって各団体の条例に応じた減免事務が可能となることから実装必須機能とした。			
3.2.2		減免対象情報取込	0130100	生活保護システムからの生活保護情報の取込ができること。	標準オプション機能		減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムからの情報連携機能を有することで効率的に取込が可能である。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実装性が左右されることや、業務情報管理における団体の方針に違いがあること、生活保護対象者の減免区分を設けていない団体もあることから、標準オプション機能とする。			

項目	状態	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への変更理由 (第1.0版からの変更点)	第2.0版から第2.1版への変更理由	開発員(〇〇部) ご調整欄
3.2.3.			0130101	障害福祉システムからの障害福祉情報の取込ができること。	標準オプション機能		減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムからの情報連携機能を活用することで効率的に事が実施できる。 ただし障害システムを含めたシステム構成によって実用性が左右されることや、業務情報管理における団体の方針により実用性に差が生じると考えられるため、標準オプション機能とする。			
3.2.4.		減免対象情報照会	0130102	生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報の照会ができること。	標準オプション機能		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2（第19条、第21条関係）に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用している地方団体が一部であるため標準オプション機能とした。			
3.2.5.			0130103	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者手帳及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報の照会ができること。	標準オプション機能		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2（第19条、第21条関係）に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用している地方団体が一部であるため標準オプション機能とした。			
3.2.6.1.		減免申請書等作成	0130104	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を個別に作成できること。	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 52～53. 減免申請書	減免制度ほどの地方団体もあり、共通して申請のプロセスを転用することから申請書作成の機能を実装必須機能としている。 ただし、減免申請書の一括作成は対象者へ申請書を送付する運用を想定した機能であり、当該運用の有無は地方団体間で差異があるため標準オプション機能とした。			
2.			0130105	抽出した減免対象者に対し、減免申請書を一括して作成できること。	標準オプション機能	同上	同上			
3.			0130106	減免申請書へバーコードの印字を行い、申請があった場合に当該バーコードを読み込むことで申請情報の登録ができること。	標準オプション機能		人口規模の大きい地方団体等の申請件数が多い場合には有用であるため、標準オプション機能とした。	減免申請手続きに際して、地方団体の利便性向上に寄与すると考えられることから追加。		
3.2.7.1.		減免情報管理	0130107	減免に係る情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <減免情報> 申請受付日 減免対象区分 申請情報（性別、車台番号、車両番号（機番番号）、用途及び使用目的、減免に係る形状） 納税義務者情報（姓名基本情報、名称区分） 障害者情報（姓名基本情報、障害程度（障害名、障害等級）） 福祉情報（姓名基本情報） 許可事由 メモ	実装必須機能		特に障害者情報や福祉情報、減免の審査に関連する項目については、全調査委員会での多数の要望があったが、標準仕様書全体として要求過剰となることが懸念されたため、以下の観点で整理を行った。 ・障害者情報 対象者の基本情報として、姓名基本情報、障害名を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による実装の有無がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・福祉情報 対象者の基本情報として、姓名基本情報、電話番号を実装必須機能とし、その他関係する情報については団体による実装の有無がある状況であるため標準オプション機能とする。 ・減免の審査に関する項目 減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を実装必須機能とする。各団体における減免審査事柄によって実用性に差がある審査結果、不許可事由、減免期間の項目は標準オプション機能とする。	「福祉レイアウト」の整合性を取るため、機能要件において以下を修正。 「用途」→「用途及び使用目的」 「形状」→「減免に係る形状」		
2.			0130108	減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 <減免情報>	標準オプション機能		上記参照			
2.			0130109	納税義務者情報（被災届出証明提出の有無）	標準オプション機能		上記参照	「文言の内容を具体的に示すため、機能要件において以下を修正。 「被災証明」→「被災届出証明提出の有無」		
2.			0130110	納税義務者情報（生活保護受給情報の確認有無）	標準オプション機能		上記参照	「文言の内容を具体的に示すため、機能要件において以下を修正。 「生活保護」→「生活保護受給情報の確認有無」		
2.			0130111	障害者情報（納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、公費負担番号）	標準オプション機能		上記参照	「デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件を分別して表記する。		
2.			0130112	運転者情報（運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種類、免許番号、免許の条件、障害者との関係等）	標準オプション機能		上記参照	「デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件を分別して表記する。		
2.			0130113	申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）	標準オプション機能		上記参照	「デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件を分別して表記する。		
2.			0130114	審査結果 不許可事由	標準オプション機能		上記参照	「デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件を分別して表記する。		
2.			0130115	減免期間（開始年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日）	標準オプション機能		上記参照	「デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に基づき、機能要件を分別して表記する。		
3.3.		税額変更処理	0130116	税額変更申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の一括及び個別更新ができること。 更新内容に基づき、税額計算ができること。	実装必須機能		独自開発の課税を効率的に行う上で、当初課税時より変更があった対象情報を更新し、更新内容をもとに税額計算を行う機能が必要である。	税額計算の処理の詳細を示すため、機能要件に以下を追加。 一括及び個別更新ができること。		
3.3.2.			0130117	課税期日後に、課税期日へ遡及して新規登録又は修正登録された車両の税額計算を実装し、課税額が決定できること。 複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括及び個別で年度ごとに税額計算を実装し、それぞれの年度での課税額が決定できること。	実装必須機能		同上	・税額変更の運用として想定される個別処理の内容を追加するため、機能要件に以下を追加。 個別でできること。		
3.3.3.			0130118	条例で定められている納期限を一括で設定できること。 また、個別に納期限を設定できること。	実装必須機能		税額変更時は当初課税の納期限も変更されることから当該機能を実装必須機能としている。 本格的には税額変更処理を行った対象者に対して、条例で定められる納期限を一括で設定できることを想定しているが、全国意思照会を受けて個別に対応するケースもあることから個別設定の機能も実装を行った。			
3.3.4.			0130119	税額変更処理を行った対象者を抽出し、税額変更者リストを出力できること。 <抽出条件> 税額変更年月	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 60. 税額変更者リスト	税額変更対象者の確認や決裁等で当該一覧が必要になるため、実装必須機能としている。 抽出条件は、当該処理を月次で行うことや年度単位での統計等を念頭に実装を行った。			
3.4.		その他税額変更処理	0130120	法定年限に基づく税額変更（現年含む。）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、税額変更ができること。	実装必須機能		過年度の税額変更を行う場合は、法定年限に基づくシステムの前制が必要となるため機能要件での定義を行った。			
3.4.1.			0130121	職権による税額変更 職権による強制修正を行う場合も法定年限に基づく制約が行われること。	実装必須機能		申告による税額変更以外にも職員の判断により職権での税額変更を行うケースが想定されることから実装必須機能の機能要件として定義を行った。			
4.		交付	0130122	当初課税時又は税額変更時、一括又は個別に納税通知書（兼納付書兼継続検査用納税証明書）を出力できること。	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 36～41. 納税通知書 No. 42. 課税説明	納税通知書の出力条件や出力範囲については、各地方団体の事情で運用の差異が大きい部分だが、原則として税額に留意すべき窓口や支援措置対象者に加え、税務システム等標準化検討会において汎用的な条件として同意が得られたものを実装必須機能とし、個別の要望で運用例が確認できたものを標準オプション機能として実装した。 なお、件別交付を前提とした要件については共通要件を参照することとする。 構築の詳細については構築要件参照。			
4.1.2.			0130123	当初課税時の納税通知書（兼納付書兼継続検査用納税証明書）を発行する際に、任意の期間に台帳情報の更新（新規登録、変更登録など）があった車両を抽出して、一括及び個別に納税通知書（兼納付書兼継続検査用納税証明書）の発行ができること。 任意の期間は、異動年月日、登録年月日などで指定できること。	標準オプション機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 36～41. 納税通知書 No. 42. 課税説明	事務処理の簡便上、特に人口規模の大きい地方団体では、納税通知書を2回に分けて作成しているケースがあることから2回目の作成に係る要件の記載を行った。			
4.2.		各種通知書発行	0130124	減免決定通知書発行 減免決定通知書発行	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 56～59. 減免決定通知書	減免の申請があった対象者に対し、当該構築をもって減免が決定した旨を知らせる必要があることから実装必須機能としている。 構築の詳細については構築要件参照。			
4.2.2.			0130125	減免不許可通知書発行 減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括又は個別に減免不許可通知書を送付できること。	標準オプション機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 61～62. 減免不許可（却下）通知書	一部の地方団体では、減免の申請があった対象者に対し、審査の結果が不許可となつた旨を知らせる運用を行っていることから標準オプション機能としている。 構築の詳細については構築要件参照。			
4.2.3.1.			0130126	税額変更処理の結果税額が変更となったものに対し、個別に税額変更決定通知書を送付できること。	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No. 72～73. 税額変更通知書	税額変更を行う対象者に対し、当該構築をもって左記の旨を知らせる必要があることから実装必須機能としている。 構築の詳細については構築要件参照。	・小規模地方団体向けの製品で実装していない場合が多いことや小規模地方団体では税額変更を行う対象者が少ないことから、以下を標準オプション機能に実装。（後者2へ移動） 一括で税額変更決定通知書を送付できること。		
2.			0130127	税額変更処理の結果税額が変更となったものに対し、一括で税額変更決定通知書を送付できること。	実装必須機能 (※)	・以下の構築要件に関連する。 No. 73～74. 税額変更通知書	本機能について、一部の事業者から実装困難とするご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。	・左記機能要件を追加。（上記内容も参照）		
3.			0130128	税額変更決定し納税額変更申請書及び税額変更に関する連絡票を出力できること。	標準オプション機能	・「税額変更申請書」と「税額変更に関する連絡票」は、税額変更決定通知書と類似レイアウトの構築を想定している。 ・以下の構築要件に関連する。 No. 69. 税額変更申請書 No. 71. 税額変更に関する連絡票				

項目	秋替	機能名	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への変更理由 (第1.0版からの変更点)	第2.0版から第2.1版への変更理由	開発員(〇〇部) ご連絡欄
4.2.4.		課税免除決定通知書発行	0130129	課税免除申請者のうち審査の結果、課税免除が認められた者に対し、一括又は個別に課税免除決定通知書を出力できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.79-80.課税免除決定通知書	一部の地方団体では、当該機能をもって課税免除が決定した旨を知らせる運用を行っていることから標準オプション機能としている。 機能の詳細については機能要件参照。			
4.2.5.		他の地方団体標準の標準車両の標準申請情報	0130130	他の地方団体で標準交付を行った車両について、標準申請内容管理(設定・保持・修正)ができること。 <他の地方団体標準車両の標準申請情報> 申告年月日 標準年月日(標準年月日) 事由 他の地方団体情報(地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日) 旧課税履歴情報(氏名(名称)、住所(所在地)) 旧標準番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 <他の地方団体の車両情報> 識別 車両番号 車名 形跡重量 形跡区分 型式 型式認定番号 形跡記号	実装必須機能	他の地方団体で標準交付を行った場合には、重複課税を避けるために、旧地方団体に対し当該課税物件(車両)の標準を行った旨を通知する必要があることから、当該標準交付に係る情報管理機能を実装必須機能とする。 車両情報については、原則として自団体で新規登録された情報と同じ内容となるが、以下のケースがあることからデータの管理自体は別運用が必要であること。 ・他の地方団体で標準交付を行った車両の標準交付のみを行い、自団体への新規登録がない場合 ・自団体への転入と同時に改造等で種別が変更されている場合 なお、当該事項の前倒しとして、旧標準が回収できない場合には標準交付を行った地方団体における併存金徴収が適切に実施できないことから、標準交付を行うべきではないと考える。そのため、標準回収区分については旧課税区分以外の区分は想定せず、事務上あて入る必要はないことから管理項目として記載不要の整理とした。 令和8年度開始予定の2輪申告の簡素化の実施に際して、軽2輪及び小型2輪も対象とする予定である。	他の地方団体で標準交付を行った場合には、重複課税を避けるために、旧地方団体に対し当該課税物件(車両)の標準を行った旨を通知する必要があることから、当該標準交付に係る情報管理機能を実装必須機能とする。 また、後者の項目については以下を追記した。 「自団体における新規登録の取得と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。」 上記の修正を踏まえ、要件の考え方・理由から以下も削除。 他の地方団体で標準交付を行った車両の標準交付については、当該地方団体での標準交付が行う場合のみ交付を執行するなど地方団体によって運用差異がある状況である。 上記の修正を踏まえ、要件の考え方・理由へ以下を追記。 車両情報については、原則として自団体で新規登録された情報と同じ内容となるが、以下のケースがあることからデータの管理自体は別運用が必要であること。 ・他の地方団体で標準交付を行った車両の標準交付のみを行い、自団体への新規登録がない場合 ・自団体への転入と同時に改造等で種別が変更されている場合			
4.2.6.		課税物件異動通知書発行	0130131	他の地方団体で発行された標準の車両について、標準申請を行い、課税物件異動通知書を出力できること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.82-83.課税物件異動通知書	同上			
4.2.7.		課税物件異動通知書発行	0130132	課税物件異動通知書発行と同時に、以下の機能を選択し発行できること。 <対象機業> 標準交付証明書 標準申請交付書	実装必須機能(※)	以下の機能要件に関連する。 No.96.標準交付証明書 No.100.標準申請交付書 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかんじり差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと種別して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準システムシステムの開発、導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	同上			
4.2.8.		各種手続通知書発行	0130133	異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.82.異動者一覧	登録車両の納税義務者又は名義人に異動があった場合は、所定の手続きが必要となるため当該旨の抽出機能を実装必須機能とした。			
4.2.8.		抽出した異動者について一括又は個別に、各種手続通知書を出力できること。	0130134	抽出した異動者について一括又は個別に、各種手続通知書を出力できること。 <各種手続通知書> 名義変更依頼書 転出者変更依頼書	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.86-87.転出者変更依頼書 No.89-90.名義変更依頼書	異動のあった対象者に対し、所定の手続きが必要となる旨を通知する必要があるため該当する機能の実装必須機能としている。			
4.2.10.			0130135	名義変更依頼書を作成した車両に対して、一括で課税区分を「課税情報の調査中」に変更できること。	標準オプション機能		特に処理要件が膨大となる大規模団体では、有用な機能であることから標準オプション機能とした。			
4.2.11.			0130136	転出者変更依頼書を作成した車両に対して、一括で定置種の住所を「当該地方団体外」へ変更できること。 また、あわせて課税区分も「課税情報の調査中」に変更できること。	標準オプション機能		一部の地方団体においては、納税義務者が転出した際に互配の事務を一括で実施しているため、標準オプション機能として実装を行った。 なお、対象の種別としては主に小形特種を想定している。	「県政統一するため、機能要件について以下を修正。 「市外」→「当該地方団体外」		
4.2.12.		放置バイク情報管理	0130137	放置バイク通知に関する情報を管理(登録、修正、削除)できること。 <管理対象項目> 受付年月日 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.92-93.放置バイク通知	一部の地方団体から要望のあった放置バイクに係る情報の管理については課税事務の範囲ではないが、システムの車両情報を利用することで事務の効率性が向上することから標準オプション機能としている。			
4.2.13.			0130138	一括又は個別に、放置バイク通知書を出力できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.92-93.放置バイク通知	一部の地方団体から要望のあった放置バイク通知については課税事務の範囲ではないが、システムの車両情報を利用することで事務の効率性が向上することから標準オプション機能としている。			
4.3. 課税情報発行										
4.3.1.	1	標準交付証明書発行	0130139	標準交付証明書を発行できること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.96.標準交付証明書	地方団体及び行政区で標準交付した際に、その旨を証明する必要があることから実装必須機能としている。 機能の詳細については機能要件参照。			
4.3.1.	2	試乗車用標準交付証明書発行	0130140	試乗車用標準交付証明書を発行できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.97.試乗車用標準交付証明書	試乗車管理の機能については、軽自動車用の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報も軽自動車用のデータベースとは別途管理している事例もある。税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、標準オプション機能としている。			
4.3.2.		標準申請交付書発行	0130141	標準申請交付書発行、標準申請交付書の発行ができること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.100.標準申請交付書	地方団体及び行政区で交付した標準を標準した際にその旨を証明する必要があることから実装必須機能としている。 機能の詳細については機能要件参照。			
4.3.3.			0130142	標準申請交付書の発行時に課税証明書の有無を選択できること。	実装必須機能		課税証明書について、別途機業として出力されるよりも標準申請交付書と一体の形式となっている方が窓口の対応時間を短縮できるという点で望ましい。ただし、課税証明書の有無は申請者によって異なるため、印字有無を選択する機能を実装必須機能とした。			
4.3.4.			0130143	標準申請交付書の発行と同時に該当車両を標準登録できること。	標準オプション機能		通常は標準登録を行うことで標準申請交付書が発行される流れとなるが、一部の地方団体で窓口の人員体制等の事情で標準に係る人件費を標準申請交付書の交付後に実施しているケースがあることから、標準オプション機能とした。			
4.3.5.			0130144	変更登録(名義人変更・標準番号変更)の際に、新登録情報の標準交付証明書と同時に旧登録情報の標準申請交付書を出力できること。	実装必須機能(※)	以下の機能要件に関連する。 No.96.標準交付証明書 No.100.標準申請交付書 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかんじり差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと種別して位置付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準システムシステムの開発、導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	名義人変更や標準番号変更といった変更登録の際には、新名義人や新標準の新規登録と同時に旧名義人や旧標準への標準登録を行うこととなる。その際に、関連する標準交付証明書と標準申請交付書が同時に出力できること、窓口事務の効率性が図られることから、実装必須機能とした。 本機能について、一部の事業者から実装困難とする意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから標準オプションの取扱いを通知した。			
4.3.6.			0130145	同一車種での車体変更登録の際に、新車体に対しての標準交付証明書と同時に旧車体への標準申請交付書を出力できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.96.標準交付証明書 No.100.標準申請交付書	全国意見照会の際に要望のあった機能だが、申告書の変更の区分に車体変更はなく、運用地方団体が限定される状況のため、標準オプション機能とした。			
4.4. 発行管理										
4.4.1.		通知書発行リスト作成	0130146	一括作成を行った各種通知書等について、発行者リストを作成できること。	実装必須機能	標準オプション機能を含む。	一括発行を行った機能については送付前確認や引き置き等の作業で有用であるため、リスト作成の機能を実装必須機能とした。 対象となる機業は、機業要件で各種通知書等に関連する形で記載。			
4.4.2.	1	引き置き対象者リスト作成	0130147	一括作成を行った納税通知書について、引き置き対象者リストを作成できること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.46.納税通知書引き置き対象者一覧(納付書払い) No.49.納税通知書引き置き対象者一覧(口座振替) No.95.通知書(共通)引き置き対象者一覧	一括発行を行った納税通知書については送付前に引き置き作業が発生するケースがあるため、該当する条件を設定したりして一括発行の機能を実装必須機能とした。 機能の詳細については機能要件参照。	「納税通知書以外の汎用機業での引き置き対象者の抽出は標準オプション機能に変更するための、機能要件について以下を修正。 「機業」→「納税通知書」 ・要件の考え方・理由も上記と同様に修正 ・納税通知書以外の機業に対する要件は標準オプション機能に変更。(仕様2へ移動)		
4.4.2.	2		0130148	一括作成を行った各種通知書について、引き置き対象者リストを作成できること。	標準オプション機能	以下の機能要件に関連する。 No.95.通知書(共通)引き置き対象者一覧	納税通知書以外の汎用機業については機業アウトソーシングに出すケースが欠陥機団等に限定されると想定されることから、標準オプション機能とした。 機能の詳細については機能要件参照。	上記機能要件を追加。(上記内容も参照)		
4.4.3.		通知書再発行	0130149	各種通知書の再発行ができること。	実装必須機能	標準オプション機能を含む。	発行済みの通知書を再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、再発行の際に必要な条件も含め実装必須機能とした。 なお、過去に発行した機業において、最新の機業で発行できれば良い。	再発行について印字する情報は最新のものを想定しているため、考え方・理由への追記を行った。		
4.4.4.			0130150	当部分の納税通知書再発行時に一括又は個別に出力できること。 ただし、納付済み、過年度分の納税通知書は除外すること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.36-41.納税通知書 No.42.課税明細	同上			
4.4.5.			0130151	税額変更分の納税通知書再発行時に一括又は個別に出力できること。	実装必須機能	以下の機能要件に関連する。 No.36-41.納税通知書 No.42.課税明細	同上			

項目	状態	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への従事理由 (第1.0版からの変更点)	第2.0版から第2.1版への変更理由	構成員(〇〇部)ご所属	
4.4.6.		証明書再発行	0130152	各種証明書等の再発行ができること。	実装必須機能	標準オプション機能含む。	証明書については申請交付証明書と発車申告受付書を登録しているが、再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、実装必須機能とした。				
4.4.7.		通知書編集	0130153	各種通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 <対象項目> 送付先	実装必須機能		編集発行事務において、地方団体それぞれの事情に合わせた柔軟な運用が求められることを想定し実装必須機能とした。	・通知書本文の非表示機能は不要となったため、機能要件から以下を削除。 ・アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 <対象項目>通知書本文			
4.4.8.		証明書等編集	0130154	各種証明書等の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 <対象項目> 氏名 住所 備考	実装必須機能		同上				
4.4.9.		証明書等発行制御	0130155	以下の条件により、各種証明書等発行時のエラー又はアラート設定ができること。 <制御条件> 種別 未納者 支援措置対象者 新規注冊者 発車済み	実装必須機能		同上				
6. その他											
6.1. 物件照会											
5.1.1.	1	物件照会への回答(回答書作成)	0130156	他の地方団体、税務署等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No.103.照会事項回答書 回答書に指定のない他機関からの車両照会全般への対応を想定している。	外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や地方団体の回答書統一による対外的な分かりやすさを向上させる点を考慮して実装必須機能とする。	・備考欄に以下を追記。(実装性評価) 「・以下の構築要件に関連する。 No.103.照会事項回答書 回答書に指定のない他機関からの車両照会全般への対応を想定している。」			
	2		0130157	警察(公安委員会)等からの回答書指定した物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	標準オプション機能		警察(公安委員会)等からの照会については一部都道府県において、照会機関別回答書指定するケースがあることから当該照会への回答書作成は標準オプション機能とする。				
5.1.2.			0130158	回答書については照会があったものにのみ回答できるよう表示項目を選択できること(空欄出力も可)。	実装必須機能		外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や地方団体の回答書統一による対外的な分かりやすさを向上させる点を考慮して実装必須機能とする。				
5.1.3.			0130159	警察(公安委員会)等からの照会データを取込み、該当する車両を判定できること。判定した車両に対し一括で照会事項回答書を作成できること。なお、該当しない場合はその旨回答できること。	標準オプション機能		一部都道府県の公安委員会ではデータで照会情報が提供されている状況であり、現行当該データをシステムに取り込む運用を行う機能を実装している地方団体がある。 利用する団体が一部に限定されることから当該要件については、標準オプション機能とした。	・当該要件の意図を補足するため、要件の考え方・理由に以下を追記。 一部都道府県の公安委員会ではデータで照会情報が提供されている状況であり、現行当該データをシステムに取り込む運用を行う機能を実装している地方団体がある。 利用する団体が一部に限定されることから当該要件については、標準オプション機能とした。			
5.1.4.		物件照会(調査案件作成)	0130160	検査支局、軽自動車検査協会、入国管理局、法務局、他の地方団体等の行政機関に対して、物件調査票の作成が行えること。	標準オプション機能	・以下の構築要件に関連する。 No.105.物件調査票	調査票の様式は外部機関ごとに指定される場合があることから、標準オプション機能とする。				
5.1.5.		住民票・戸籍照会	0130161	通知書等の送戻があった対象者について、一括又は個別で住民票照会又は戸籍照会ができること。	実装必須機能	・以下の構築要件に関連する。 No.101.住民票の照会について No.102.戸籍の照会について	通知書等の送戻があった際の地方団体に対して住民票又は戸籍の照会が必要となるケースが考えられるため、実装必須機能とした。				
6.2. 収納状況照会											
		収納状況照会	0130162	収納状況を確認できること。	実装必須機能		軽自動車税の課税や滞り管理に係る事務を行う際に、未納の有無などの確認を行うケースも想定されることから実装必須機能として定義を行った。 収納状況には納付済、未納の有無以外に不納欠損情報も含まれる。			軽自動車税の課税や滞り管理に係る事務を行う際の収納状況照会時に、徴収不能であることが分かるよう未納と不納欠損を区別する表示が必要であることから、収納情報には不納欠損情報も含む旨を要件の考え方・理由に記載した。 【構成員への確認事項】 不納欠損については、更正手続を経済しているものという理解で間違いないでしょうか。収納票を行う場合や納付通知を再発行することは想定されますでしょうか。	
5.2.1.											
6. 納税											
6.1. 納税処理											
6.1.1.	1	納税処理	0130163	一括で当初課税処理に係る納税処理をできること。 また、個別に税額変更処理に係る納税処理をできること。 なお、納税処理については収納管理システムへ連携されること。	実装必須機能		当初課税処理に係る納税処理の場合は、主に該当者を一括で処理することを想定しているが、税額変更の場合は個別に対応するケースも想定されることから個別で納税を行う機能も実装必須機能とした。 当初課税処理に係る納税処理の場合は、該当者を一括で処理することを想定しているため一括での納税処理機能を実装必須機能とした。 税額変更の場合は個別に納税処理を行う収納管理システムへ課税情報を連携させる場合と月次等の対象者を一括で納税処理するケースが考えられるため、それぞれ要件の定義を行うこととする。 なお、納税処理を行った情報は収納管理システムへ連携されるが、連携頻度(即時又は月次など)は当該機能の運用方法によって使い分けを行う整理とする。	・当初課税における個別の納税処理は税額変更時のみを想定したものであるため、機能要件を以下のとおり修正。 修正前)一括または個別に、当初課税処理及び税額変更処理に係る納税処理をできること。 修正後)一括で当初課税処理に係る納税処理をできること。 また、個別に税額変更処理に係る納税処理をできること			
	2		0130164	一括で税額変更処理に係る納税処理をできること。	実装必須機能(※)	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を踏まえ、当分の間、【標準オプション機能】へと格下げして留意付ける。ただし、当該取扱いには、あくまで標準課税システムへの移行期における過渡的なものと整理してあり、今後、標準課税システムの整備、導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。	納税処理を行った情報は収納管理システムへ連携されるが、連携頻度(即時又は月次など)は当該機能の運用方法によって使い分けを行う整理とする。 本機能について、一部の事業者から実装困難とご意見があったものの、必要とする地方団体も多いことから備考欄に※の記載を追加した。				
6.1.2.		納税表作成	0130165	条件を指定して納税表を作成できること。	実装必須機能	以下の構築要件に関連する。 No.106.納税表(集計表)	納税表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで納税表作成事務の効率化を図る。 集計の詳細については構築要件参照。				
6.1.3.			0130166	指定の項目別に集計表を作成できること。 また、複数年度の集計を行った場合は各年度の合計額を算出できること。	実装必須機能	以下の構築要件に関連する。 No.106.納税表(集計表)	納税表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで納税表作成事務の効率化を図る。 集計の詳細については構築要件参照。				
6.1.4.			0130167	異動分について、指定の項目別に増減集計表を作成できること。	実装必須機能	以下の構築要件に関連する。 No.107.納税表(増減集計表)	納税表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで納税表作成事務の効率化を図る。 集計の詳細については構築要件参照。				
7. 検索											
7.1. 検索											
7.1.1.		検索対象	0130168	軽自動車税に係るすべての情報(車両台帳情報・異動情報)を照会できること。	実装必須機能		窓口や問い合わせへの対応など、通常の業務で軽自動車税システムで管理している情報を検索する機能は有用であるため実装必須機能とした。 基本的には、システムで管理しているすべての情報に対し検索を行うことを想定している。 検索に係る機能全般については共通要件も参照。				
7.1.2.		検索条件	0130169	検索対象とする軽自動車税システムの管理項目を複選キ―として指定できること。 また、検索対象の範囲として以下の検索条件を設定できること。 <検索条件> 住民登録/住民登録外区分 個人/法人区分 対象者(転出・死亡等)対象区分 外国人区分 名義人/納税義務者区分 発車済み車両の該当区分(含む/含まない/発車済みのみ) 課税年度 賦課年度	実装必須機能		同上				
8. その他											
8.1. システム管理											
8.1.1.		課税情報管理	0130170	当初課税及び税額変更処理を行った課税情報について年度ごとに管理(設定・保持・修正)できること。	実装必須機能	・各年度における適用税率等の課税出振額となる情報の保持を含む。 ・課税情報の修正を行った場合は税額変更対象となる。	適用税率など各年度における課税出振額の管理などを念頭に当該機能要件の定義を行った。 税務システム等標準化検討会において確認した結果、直接税額を入力して修正する機能も必要であったため上記の通り要件化を行った。				
8.2. その他機能											
8.2.1.		税額シミュレーション	0130171	システム内で管理している軽自動車に係る情報(軽車両登録・グリーン化特例(軽課)対象区分含む。)をもとに、翌年度の税額のシミュレーションができること。	実装必須機能		各地方団体で導入予定を行う際などに当該機能を活用することを想定している。 実装方法として検証調査を留意することでの代替も考えられるが、その場合は本管理環境のデータを適切なタイミングで実施することが前提となる。				

